

公共政策

コモンズ論と環境政策 ～資源制御から共同体制御へ

藪谷 あや子（人間環境大学）

1. はじめに

環境破壊を説明する概念装置として生れ落ちたその瞬間から、コモンズはきわめて論争的、多義的であった。コモンズ論生成の端緒となり、それまで研究上の用語、概念であった「コモンズ」が広く世に知られるところとなったのは、1968年、生物学者G.Hardinの論文「コモンズの悲劇」が発表され、大きな反響をよんだからである。

それ以前にも、個人的合理性と社会的合理性の対立現象の発生についての論理は先駆的に展開されていたけれども、Hardin論文に触発されて、欧米を中心に農学的コモンズ研究や、いわゆる「コモンズの悲劇問題」を扱う理論モデル研究が目立つようになった。それらをふまえて、わが国でも優れたコモンズ研究が世に問われたが、本格的にコモンズが論じられるようになり、政策的含意に注目されるようになったのは1980年代後半から1990年代半ばにかけてのことであった。

この時代は、国際的には、社会主義の崩壊、地球規模での環境破壊、金融センターとしての世界都市の成長、ファンド資本主義の台頭とアジア経済危機が、国内的には狂乱地価が支えたバブル経済とその崩壊、東京一極集中、公共事業の乱立とその財政的、環境的破綻という新しい現実のもとで、グローバルな市場経済の膨張とエコロジカルな危機が急速に進行しつつあり、文化的多様性と生物的多様性が失われて地球の持続可能性が危ぶまれるとの実感が世界に蔓延した時代であった。

他方で、この時代は、東欧社会主義諸国崩壊の過程で市民社会が新たな意味をもって「再発見」され、わが国でも台頭しつつあ

たNPOやボランティア活動が阪神・淡路大震災を契機に急速に広まった時代でもあった。このような二つの流れをみて、研究者の間には、マルクスの個体的所有再建論復権、福祉国家限界論、公共圏論、ソーシャル・ガバナンス論等々、いっせいに「公―共―私」の関係を論じる議論が沸き起こり、さまざまな展開を見せ始めた市民活動へのエンパワメントを念頭において市民社会論をバージョンアップしようとの機運が高まった。これまでのところ、コモンズ論と市民社会論を直接結び付けた論考には接していないが、コモンズの現代的再生を論じる場合、市民社会論との関係をどのような視角で扱うかは極めて重要であり、その理論動向が注目される。続編ではそこを中心に論じたいと考えている。

2000年に入ると上述の二つの流れはそれぞれに加速した。一方での、国際的な努力を超える環境破壊の加速化、少子高齢化の進行、「官から民へ」を掲げる公共部門の切捨て、新自由主義路線による格差拡大社会化、産業空洞化や中心市街地と地域経済の衰退傾向、リストラと不安定就労の常態化。他方でのNPOの本格的な普及と、行政・市民・事業者による三者協働の広がりなど、いわゆる「新しい公」といわれる動きが顕著になった。こうした現代社会の矛盾と可能性がぶつかりあう「場」として、今、あらためて地域社会に多くの人々の関心が向かっている。

本稿では、現下のこうした動きを念頭におきながら、コモンズ論のこれまでの成果を位置付けた叙述型のコモンズ・モデルを考えることによってコモンズ論の全体像を描いてみたい。そして、コモンズとコモンズ論の積極性と問題性を明らかにしたうえで、ソーシャル・キャピタル論（社会関係

資本論)や市民社会論の新しい研究成果を取り込みつつ、コモンズ論から操作可能性を引き出すことを目標としている。同時に、静態的、観念的なコモンズ把握ではなく、社会の変容に応じて、コモンズ内部の基本的自由の確保を図り、人間の学習能力を高め、共同性を発揮することで、「自発的な主体による協働作業が生態系にも社会的費用負担の面からも最も合理的である」という仮説を組み立ててみたいと思う。

1. コモンズ論の歩み

1-1 コモンズ研究の主要なアプローチ

コモンズ研究は、経済学を筆頭に、農学、開発経済学、文化人類学、生態人類学、環境社会学、歴史学等とその関連分野など、実に様々な学問領域で取り込まれ、それぞれの立場からその機能や構造が分析されてきた。分野や問題意識やフィールドが多種多様であるため往々にして議論がかみあわず、きわめて論争的であると同時に議論の共通の土俵がわかりにくい状況があった。

1960年代頃には、コモンズとは一般的には共有地をさし、資本主義の発達を阻害する前近代的遺物とみなされていた。しかし、多くの学際的な実証研究が積み重ねられるなかで、伝統的な狩猟採取社会や農牧畜社会でみられる共有資源の共同管理方式が、生態系に適合した利用秩序によって持続可能な資源管理を達成しているという事実が確認されるようになると、研究者の間では次第に、コモンズとはそのような社会の仕組みさす概念として理解されるようになっていった。

本稿では、その経過で現れたさまざまなコモンズ研究のアプローチについて、仮にこれらを、エコロジカル・アプローチ(農学的アプローチ)、理論モデル・アプローチ、政治経済学的アプローチ、地域振興アプローチ、インタラクティブ・コミュニティ・アプローチと名づけて、類型化することによって整理する。なお、これらのアプローチの他にも、1980年代にイヴァン・イリイチも「商品生産に包摂されない環境(共用地)」と早くから

コモンズの定義に言及しているし、わが国でも秋道智彌は生態人類学の立場から一貫して共有の森や海の変容をめぐる一連の問題を追い、聖域(sanctuary)と結び付けたコモンズ論を展開してきた。しかし、本稿ではコモンズ・モデルを軸として議論を進めるため、その他の多くのすぐれたコモンズ研究とともに割愛していることをお断りしたい。

・エコロジカル・アプローチ(農学的アプローチ)

コモンズ論として最初に目的意識的に研究を追求したのは、コモンズを持続可能な環境資源管理システムであると評価して、その組織形態や管理制度から観察される知見を体系的に理論化しようとする試みであった。つまり、フィールド調査から、持続可能な資源管理を実現している組織にみられる習慣化した資源管理の規則と規制の体系の存在を明らかにし、それが生態系と社会にいかなる影響を及ぼしているかを考察する研究である。国際共有資源学会の主流はこの立場であるように思うが、環境科学、政治科学、政策科学、行動科学的観点が高バランスよく統合された枠組みをもっている。

その一例として、国際共有資源学会の会長であり日本の入会研究を通じて環境問題に取り組んでいるM.McKeanの指摘を以下に紹介する¹⁾。

McKeanは、コンフリクトをコントロールする手段を社会的費用との関連で分析する観点から、共有を評価する理由を次のように述べている。

- ① 一人一人が対象を管理する場合のコストと比べて規模の経済が実現していること。
- ② 生態系を私有に細分化することで生態系としての全体を破壊する危険性があること。
- ③ 個人所有ではトラブルがoccurりやすく、交渉の社会的コストという外部性を発達させる可能性があること。
- ④ 集団の決定による方が個人の決定と比べてリスクが分散されていること。
- ⑤ コモンズが衰退した場合、ある地域の外側に外部性が発生することがあること。

⑥ 共有の方が外部性に対して効果的に Enforcement できること。

⑦ 先進国は資源の消費量が大きいので Crowding Effect が大きいこと。

⑤は、例えば、入会山を小分けした場合、森林の管理が雑になった場合は下流の地域に害を与えることを意味していると思われる。一つ一つの知見については専門的な見地から、例えば、過剰な分権によるコスト論などから異論もあるが、「生態系的」という概念が、一般に考えられているような自然科学的な客観的現象としてあるのではなく、人間と資源の関わりあいの結果だということをよく示している。大雑把すぎるとの批判を甘受しつつ、本稿では仮にこれをエコロジカル・アプローチ(農学的アプローチ)とよんでおきたい。

・理論モデル・アプローチ

第二は、「コモンズの悲劇問題」を、社会的意思決定を扱う制度派経済学やエコロジカル・アプローチの知見を取り入れつつ、理論モデルによって研究するアプローチである。

このアプローチは、個人的合理性と社会的合理性の対立現象を扱う「囚人のディレンマ」ゲームモデルとして早期に定式化され、1980年代半ば以降は進化ゲームモデルとして精緻化されつつある²⁾。習慣化した資源管理の規則と規制の体系を相互監視のもとに構成員の行動に内部化するコモンズ社会は、自己組織的に、あるいは意図的に、社会が倫理規範を形成していく事例であり、人間の協力行動の意味を道具的・手段的合理性に求める事例といえる。かかる戦略性を内包する共同資源管理制度は、まさに絆の体系である同時にディレンマの体系でもあるといえ、ゲーム理論の適用対象として恰好の素材である。

その他の理論で扱うときも、コモンズには経済学の概念ツールが満ち満ちている。すなわち、(権利と義務と決定における)平等、自治、持続可能性、環境倫理(規範)、集合的行為、危機管理、自己組織性、自己制御システム等の基礎概念、費用負担、再分配、ストック外部性、混雑税等の環境経済学概念、エンドユーザー、情報の共有、アナウンス効果、

資源の可視性、ローカルルール、交渉・取引・合意コスト、立憲コスト、満場一致ルール、フリーライダー、モニタリング(調査)、ペナルティ(制裁・処罰)、フィードバック等々。これを理論モデル・アプローチとよんでおく。

むしろ、現実の世界は理論モデルが示すよりはるかに複雑であることはいうまでもないが、モデルは実証研究から得た知見を条件化することで仮説をたてることができる。ただし、仮説は必要であるが、ステレオタイプのコモンズ観を修正する作業も常に必要である。同様に、実証研究であるからといってこの努力への義務を免れている訳ではない。理論派のモデルはコモンズにおける人間の本性を利己主義から語ることが多く、実証派のコモンズ研究は利他主義から語ることが多いように思う。(むしろ、前者は理論のセーフティネットのために最悪の場合を想定するものだとしても。)筆者のコモンズ観は、現実がそうであるように、人間をその両方の傾向を併せ持つ存在とみるので、仮説的にコモンズの社会構造を中立的なモデルと考えるものである。

このような視点から導かれる結論は、コモンズは、コモンズを囲むさまざまな生態的、社会的条件によって、状況依存的に対応し、環境破壊のシステムにも、逆に環境保全のシステムにもなりうるというものである。こう考えるようになったのは、典型的な Historical コモンズであり Contemporary コモンズでもある日本の農業水利組織を事例とした筆者のコモンズ研究から得た知見が大きく影響している。これは本稿を貫く特徴である。

1-2 日本のコモンズ論のアプローチ ・政治経済学的アプローチ

第三は、1980年半ばのバブル期の日本に興った政治経済学的性格が強いコモンズ論であり、拙稿³⁾で、エコロジー派(農村社会型)コモンズ論および「社会的共通資本」論派(都市社会型)コモンズ論、総称して「二つのコモンズの経済学」と名づけたものである。

一つは、玉野井芳郎ら、いわば、エコロジー派ポランニアンによる農村型社会の再生論ともいべきコモンズ論であり、具体的に豊かな自然と共生する島嶼諸島を提示するなど、実在性が強い議論である。エントロピー論に依拠して、農村型社会において維持されていたメタボリズムが生命系やエコロジーの法則に適合していたことに着目し、その現代的再生の視点から現代社会の問題点を分析した。目的合理性ではなく、生態環境を維持する形態的合理性に則って自然と共生する自治的社会としてコモンズ社会を検証したところに、この系譜の近代化批判としての重要な貢献がある。

二つめは、宇沢弘文ら、都市型社会の再生論、持続的発展論としてのコモンズ論であり、コモンズを、希少資源の効率的な配分と実質所得分配の公正性を実現する機能であると評価するなど、規範性・抽象性が強い議論である。管理主体を住民とすることで共有資源のコントロールと配分のチャンネルが最短となり実態が反映できること、コミュニティに自己決定権を保障することで社会的意思決定における合意が低コストで調達しやすいなどの理由で、コモンズを効率的で持続可能な資源管理システムと評価する点ではエコロジー派と共通するが、この系譜の真髄は、宇沢が、ヴェブレンに依りつつ、池上惇のインフラストラクチャー論、宮本憲一の社会資本論の概念をも意識しつつ、対象資源の範囲と資本概念を拡張した社会的共通資本の考え方を提唱したことにある⁴⁾。社会的共通資本はコモンズ概念を包摂しているなど、包括性、適用可能性を有しており、政策的含意が豊富であることから経済学以外の領域にも大きな反響をよび、現在に至っている。

両者に共通するのは、住民や市民が政府や市場から資源管理の権限と能力を取り戻し、自然と共生する豊かで分権的、自治的な地域社会や市民社会を構想することであり、それぞれが依拠する学説と概念ツールを駆使して新しい概念と問題提起を生み、コモンズが成立する社会が備えるべき条件を論じた。「二つの経済学」は、コモンズから、〈地域主義

や地方分権〉、資源の〈自主管理や民主的管理〉、主体としての〈住民や市民〉の問題を立ち上がらせた。宇沢の国家論がまだ本格的に展開されていないので類推の域を出ない部分もあるが、前文中の〈 〉内に対比的に列記したように、「二つのコモンズの経済学」の間には、アプローチやニュアンスの違いにとどまらない、市場経済観や国家観の違いに遡る重要な争点も含まれているように思う。

他方で、両者の主張は、ともに宮本憲一の主張を媒介項にしてみた場合には、同時代人としての共通の課題認識に立っているようにも思われる。すなわち、エコロジー派コモンズ論は宮本の内発的発展論と、「社会的共通資本」論派コモンズ論は同人の社会資本論と近接性がある。

ともあれ、「二つのコモンズの経済学」が世に与えた影響は大きく、多くの論者が様々な文脈でこれを引用し、全体としてコモンズを「人々の協働による持続可能な共有資源管理をめざす共同管理の空間」と解する点では一致していたので、河川、湖沼、景観、緑地、公園、寺社林、里山、歴史的建造物等々、後には医療・福祉・保険財源や知的な資源等々のソフトな資源に及ぶ、多様な分野での管理問題を論じる際の手がかりとして、研究者のみならず実務家や実践家、やがては広範な市民の間にコモンズ理解が普及していった⁵⁾。これを政治経済学的アプローチとよんでおく。

1-3 2000年代のコモンズ論のアプローチ・地域振興アプローチ

「二つのコモンズの経済学」が日本における第一世代のコモンズ論だとすれば、2000年前後になると、第一世代に属する室田武や生態人類学者の秋道智彌などの薫陶を受けつつ、国際共有資源学会のアプローチをも参照する、主として若手研究者を中心とした、いわば第二世代のコモンズ論が形成され、旺盛なフィールド調査にもとづいて実証研究が積み重ねられてきた。第二世代に刺激されてコモンズ論全体も活性化され、それまでの内外の膨大な既往の研究成果が体系的、批判的に

摂取されるようになり、わが国においても、コモンズ論が独立した学際的な研究領域として市民権を得るようになった。

第二世代は、所属こそ環境経済学、制度経済学、財政学、開発経済学等の経済学と、農学、森林学、水産学、環境社会学、文化人類学、地球環境科学等々に属するが、コモンズ論という学際的な研究テーマにふさわしく、複数の分野をトランスして学ぶダブルメジャー、トリプルメジャーの、いわゆる個人学際を地で行く人々である。その多くが地域色豊かなフィールドをもち、各分野を横断する研究コミュニティの組織化、コモンズの再生をめざす実践の場とのネットワークの形成、海外研究者との交流、地元との交流等々、切磋琢磨しつつ、成果を共有財産としていく様子は、それ自体一つのコモンズ空間といえる⁶⁾。

第二世代のコモンズ論は、Hardin流の「コモンズの悲劇」を反証するコモンズの事例を国内外に求め、その成果を層として蓄積する過程で自己形成してきた観があり、いわば「コモンズの悲劇」が共通の仮想敵の役割を果たしたかにみえる。第一世代から有形無形に多くのものを引き継ぎつつも、全体的に政治経済学的主張には慎重のようだ。このことは、第二世代の研究スタイルがエコロジカルな観点が強い実証研究が中心ということからすれば当然のことでもあろうが、Hardinと日本の第一世代は同世代人であり、立場は違うが冷戦体制下で市場対国家を強く意識していたことと比べて、第二世代はグローバルには環境問題や途上国問題、ローカルにはバブル崩壊後の地域の衰退という空気を吸って成人したという時代背景の違いも重要な要因であろう。（筆者は両世代の中間の世代に属する。）

第二世代は、先行世代の、三つのアプローチの成果をよく摂取しており、また、それまでのフィールド調査が水利社会や農牧畜・漁工労社会の研究が多かったことと比べて、現代日本の身近なフィールドが多いのも特徴である。

ここでは、担い手の減少に苦しむ里山や部落有林や農業水利の維持管理について、

「環境保全・地域経済・地域文化」の三点セットによる地域復興戦略を視野に入れつつ、都市と農村、上流と下流、山と海など生態系に即した広域の相補的な連携のもとで、地元の人々が主体となって共同で資源管理するとの問題意識が強い。具体的には、都市市民のニーズにも応えた里山づくり、環境教育、水質保全、エコツーリズム、様々な伝統の再興等々、コモンズを身近に、現代に生かそうとする生活者の目線がよく出ており、第一世代とはまた違った形でコモンズの展望が導き出されそうである。これを地域振興アプローチとよんでおく。

拙稿⁷⁾でも、ヒートアイランド対策、緑地、水系保全、CO₂吸収、生物保全、レクリエーションといった環境問題の視点から、市民による森づくりの意義を論じたことがあるが、本節のまとめにかえて、シンクタンクによってまとめられた「コモンズ再生事例」（表）を引用しておく。これはコモンズ論の到達点を手際よくまとめられ、政策的に操作可能なものとなるよう努力してきた関係者の努力の結果がよく示されていると思うからである。

2. 新しい課題と従来の課題

2-1 インタラクティブ・コミュニティ・アプローチ

・クリエイティブ・コモンズ

近年、知的所有権の問題が、「コモンズの悲劇」の比喩を借りて、あるいはクリエイティブ・コモンズとして論じられ脚光をあびている。ビジネスや実践の現場でコモンズが注目されていることは、コモンズ論が従来の枠組みを超えて大きく発展する予兆を感じさせる。

クリエイティブ・コモンズは、製作物の流通・利用促進と著作権の尊重との両立をめざす運動であり団体である。つまり、他人との共有を前提に公開されたコンテンツを増やし、自由に共有可能な創作物のコモンズ（共有地）を作り出すことを目的としている。そうすることで、その創作に刺激された、新たな創作がさらに生み出されるという創作活動

表 [コモンズ再生事例]

事例分類	事例	概要
地域住民のコモンズ	市民の森制度	・都市近郊林を活用・保全するため、地権者に対して土地所有税等を軽減した上で、土地を借り受け、市民を活用主体として組織化する制度。共用の仕組みを、行政の仲介のもと、所有者、周辺住民の間で形成している。
	緑地信託	・都市近郊林や農地等の緑地の所有者が委託者となり、公益法人を受託者とする不動産信託契約を結ぶ。受託者は、緑地の管理を行ない、委託者の死亡時等は緑地の先買い権を持つ。共用のための権利を委託する方式である。
地域連携主体によるコモンズ	ナショナル・トラスト	・不特定多数から基金を集めて、土地の買い取りを行う。イギリスの制度が日本に導入された。貴重な自然を破壊する開発計画がある場合に対抗する手法として実施されている場合が多い。公益性の高い土地を共有化によって保全する手法。
	分収育林	・下流域の住民等に人工林のオーナーになってもらい、森林組合等が施業を行ない、その収益をオーナーに還元する。土地と立木との所有をシェアするという形態。
	棚田オーナー制度	・一定の契約期間、都市住民に棚田のオーナーになってもらい、農産物を都市住民に還元する。オーナーには耕作体験や地域内のイベントへの招待等、様々な特典が供される。分収育林と同様、土地の所有権とその利用権をシェアするという形態。
大規模集約化としてのコモンズ	森林組合による共同施業	・小規模零細な林地の管理を、所有者が森林組合に委託する方法。緑地信託制度と類似するが、生産目的において、施業等を効率化するために行われている。
	農業公社への耕作委託	・森林組合による共同施行と同様、耕作を外部委託し、生産目的での利用を維持する方法である。

三井情報開発株式会社総合研究所：分析・提案「コモンズ（共有・共用地）」の再生
<http://research.mki.co.jp/ECO/proposal/commons.htm>

の連鎖を作り出すことで、知のイノベーションを支えようとする運動である。そこでは、情報基盤技術と次世代メディアを活用することによって現代の社会的問題をインタラクティブに解決していくような社会を支えるものを「コモンズ型社会基盤」と表現している。

クリエイティヴ・コモンズのリーダーであるL. Lessigはサイバー法の権威であり、民主主義の価値を前面に押し出し、法律以外にも人の行動を規制する方法があること、それは市場や規範、アーキテクチャであり、インターネット上のコントロールの強化に対して公共の監視が重要であると提唱して多くの

人々の支持を集めている⁸⁾。

通信や電力など回線を使用する資源分野においてコモンズを論じる論文はわが国でも1990年代前半にすでに発表されていたし、WTOはじめ時代の要請に応じて、法学分野では所有権論において知的な資源についてすでに研究してきた。しかしながら、通信分野でコモンズが大きく取り上げられるようになったのは、インターネットの浸透によりネット上に仮想の共同体が構想され、利用者の立場からのコンテンツの自由な享有と利用が妨げられつつあるという危機感が生まれてからのことである。著作権制度が、著作者、それ

も巨大コンテンツホルダーにとって有利な方向に強化されつつあることや、デジタルネットワークの普及によって容易に流通するようになったコンテンツを著作権者の立場から保護するために、送信可能化権や公衆送信権のような権利が新たに設定される動きがますますそのような危機感を増幅している。

・ベスト・プラクティス・コミュニティ

野中幾次郎が牽引するナレッジ経営論においても、暗黙知と形式知の弁証法的発展による知識創造の螺旋運動を実現する「場」としてコモンズが注目されている。ここでもコモンズはクリエイティブ・コモンズにおけると同様に、コミュニティや組織などの情報や経験を共有資源として知のイノベーションを生み出すベスト・プラクティス・コミュニティととらえられており、コモンズ論における実証研究は、ここでは企業経営、ことに研究開発部門における知のイノベーションや、地域（経済）振興プロジェクトにおける成功事例を分析し、ビジネスモデルとして確立することである⁹⁾。

環境政策は現代に環境倫理を形成する手がかりとして、コモンズの場に、構成員が資源と共同体の持続可能性を最高の価値観として堅持し続けてきた秘訣を探ろうとしているが、ナレッジ経営論も同様の立場から、コモンズを組織的知識創造の場、源泉とみなしているのである。そしてそこには、21世紀の知識集約型社会においては情報や知識が最も重要な資源であるにもかかわらず、従来の経済学は、知的資源を財として扱う経済や企業のあり方をとらえる理論はいまだ構築していないとの認識がある。知識は他の財とは異なり、その生産・取引・使用において「量」ではなく「質」が問われる財であり、質には主観、価値観、文脈の「違い」が重要であり、このことも含めて質は貨幣換算できないことから伝統的な経済学の範疇を越えているというのである。

そこで、そのような「違い」をインタラクティブに解決しながら次のステップに進むというダイナミックな統合プロセスを経て、イ

ノベーションを生み出すエネルギーがつくりだされるとする。すなわち、知識創造のプロセスを、互いに矛盾する個人の主観が組織や社会との相互作用の中で正当化・客観化されている絶え間ない弁証法のプロセスとみるので、組織と個人が相互作用する場を重視し、それをコモンズとよぶのである。

L. Lessigも野中も、コモンズを進化論的、動態的に把握し、まさにそこに依拠して実践理論を組み立てている点でこれまでのアプローチと目的も問題意識も異なる。ここでは、コモンズの現代的再生ではなくコモンズの創生が目標とされている。両者のような考え方をインタラクティブ・コミュニティ・アプローチとよんでおこう。

これまでのコモンズ論の知見と突き合せつつ、これら知識社会型コモンズ観を摂取し、コモンズ論を再検証し、進化させる必要があるとありそうである。これに関して、Historical コモンズの研究が示すコモンズの特徴の一つとして、コモンズが、自治的であっても民主的ではない点に近世的限界を指摘しうるものの、一般に定常的、均衡的と思われてきたコモンズが、実は社会や資源の変容にあわせて不断にルール of 修正・変更を行ってきたという経過がある点をあらためて認識する必要がある。本稿の末尾、補論では、そのことについての注意を促しているので参照されたい。

2-2 継続されているコモンズ論の課題

一方、従来のコモンズ論には多くの研究者が意識しているだろう共通課題も残っている。上述の動向をみれば、コモンズは農村型社会の原理にとどまるどころか、都市化と工業化を越えて情報化、国際化、知識集約化社会にも柔軟かつ積極果敢に対応して生き残りそうな勢いである。にもかかわらず、拙稿も論じ、植田和弘が定式化した問題は依然として答えられていないように思う。それは、都市化や工業化が進展した現代社会（都市型社会）において農村型社会の原理であるコモンズを再生する手がかりとして、

第一に、環境と共同体の持続可能性にすぐ

れたコモンズが、なぜに近代化の過程で衰退しなければならなかったか。(コモンズの解体プロセスを解明すること。)

第二に、コモンズが再生する社会とはいかなる社会か。(環境保全型社会、循環型社会形成の諸条件を構想すること。)という二つの課題である。本稿でもこれまでコモンズ論をサーベイしてきたが、それは唯、この二つの問いに答えるためである。現段階ではその回答を定式化するところに至っていないため、その予備的作業として、これまでのコモンズ論の成果と論点を取り込んだコモンズ体系を表すフローチャートを示したい。

その際、図では理論(論理的整序)と実際(歴史的整序)がずれていることに注意されたい。すなわち、第一の問いと第二の問いは、コモンズの崩壊ルートと長期存続ルートとして表現し、縦にパラレルに下降させているが実際にはずれがある点である。

このずれには重要な意味がある。これまでのコモンズ再生の事例を分析すると、伝統的なコモンズの衰退の過程でこそコモンズの現代的再生の糸口(運動)が現れるのが一般的であり、余力がある段階で引き続き時流に応じて維持・発展しているという積極的な事例は極めてまれである。そのことからすれば、第一と第二の問いは二つ別々のものとしてあるのではなく、まずはコモンズの衰退・解体のプロセスと合わせてコモンズが現代的に形成されてくる経過を研究し、それが実現した要因を分析した後、そのような要因を成立させている社会の条件を問うという形で二つの問いを連接させて考えるのが妥当だと考える。

3. フローチャート前半(旧コモンズ状態)の説明

以下、フローチャートにそって先行研究を確認しつつ持論を展開する。本来ならば[フェイズI]の最初の記述である[近代化過程(大崩壊期I)]から説明を開始すべきだが、コモンズ論が、「コモンズの悲劇」を契機にして、理論と実証が交錯しつつ、提起、反論、

補強、展開が繰り返されるなかで問題点と論点が整理されてきた、という経過を表現するために「コモンズの悲劇」から説明する。

後半は、コモンズ論ではいまだ定式化されていない領域なので、筆者の持論を表現する形で論理的整序にしたがって説明する。

3-1 [フェイズI] 所有から利用へ～入会地と共有地

1. 「コモンズの悲劇」

[フェイズI]は、それまで「共有」という所有形態ばかりが目目されていたコモンズ概念が、利用(管理)の側面から再構成されたフェイズである。

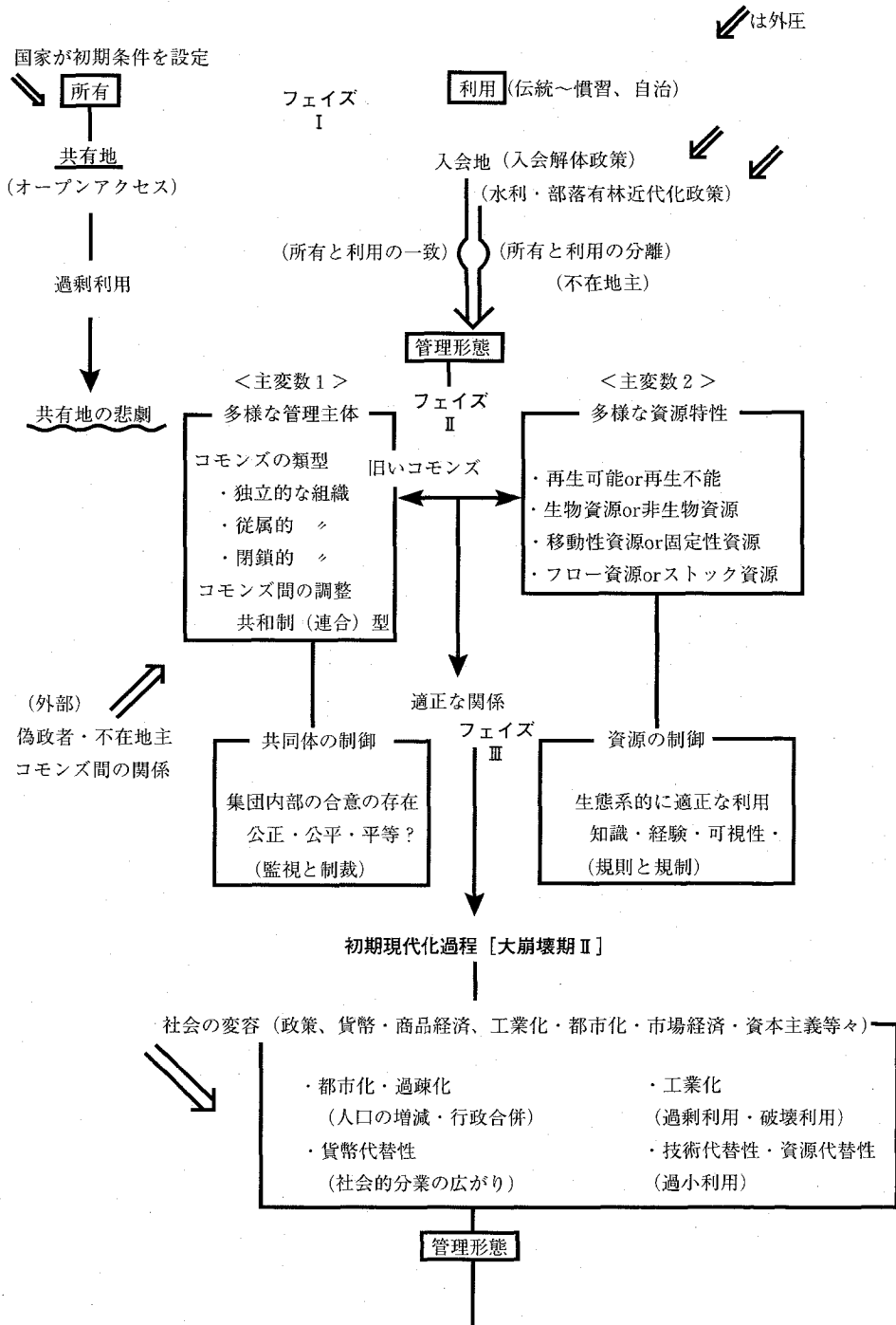
「コモンズの悲劇」は、提唱者Hardinが、中世イングランドのコモンズをホップス状態とみたと環境破壊のメカニズムを説明したメタファーもしくはアナロジーである。「共有の牧草地(Hardinはこれをコモンズとみた)という無責任体制のもとでは、牧夫は皆、我先に自分の利益最大化に走って自分の羊を一頭でも多く放とうとする結果、牧草地は荒廃(資源枯渇)し、牧夫たちは共倒れ状態になる」aと説いたものである。

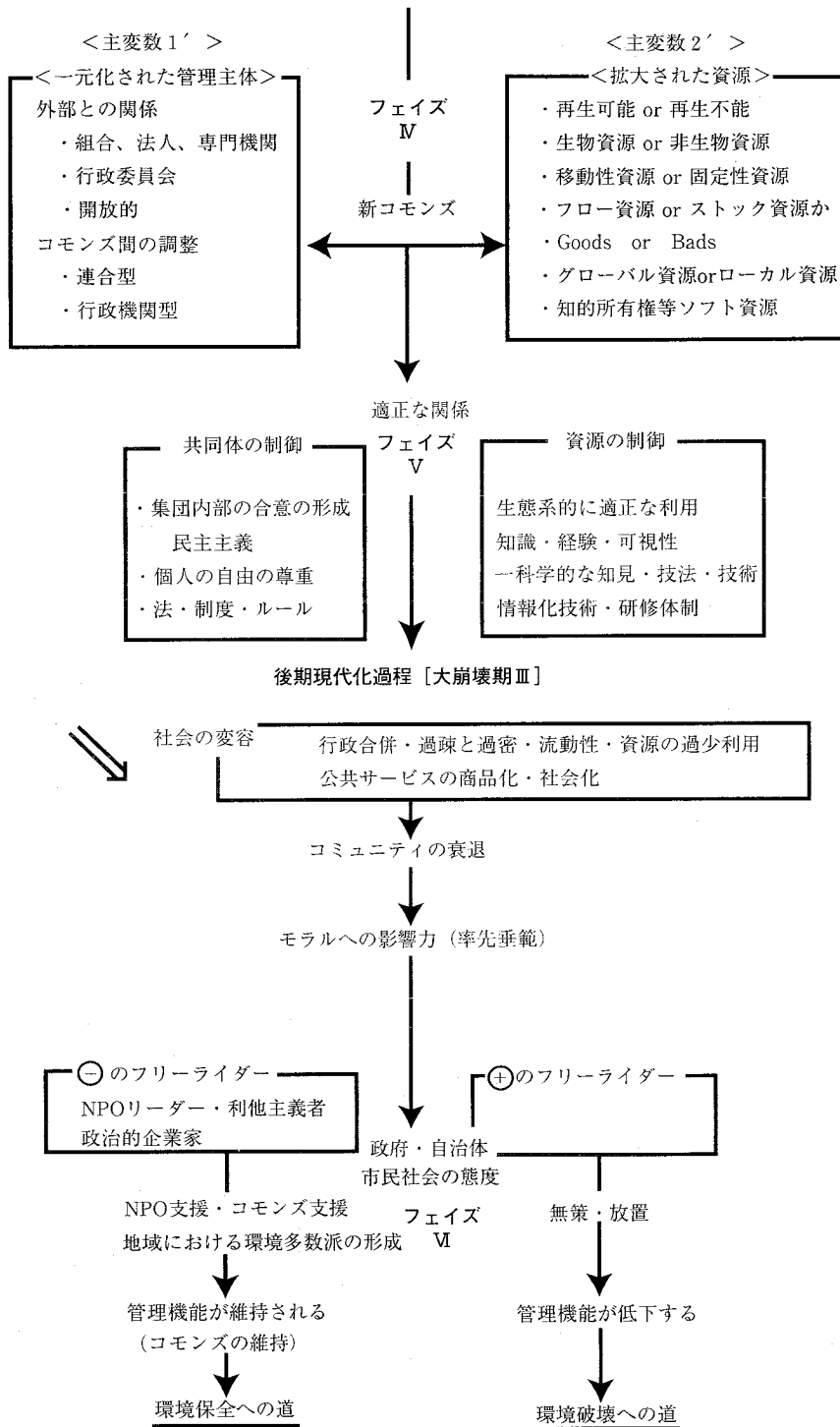
他にも、コモンズを、「自然のままの草原で誰の所有でもない共有地(無主の地)であるがゆえの悲劇」bととらえる解釈も現れた。例えば、aはイギリスの牧草地、bはモンゴルの草原をイメージすればわかりやすい。bの解釈からは、海や川や森や大気といった自然資源基盤という範疇のコモンズが想定できる。ここからグローバル・コモンズ概念を導き出すことができる。グローバルなコモンズルールとして地球温暖化防止協定が、無主の地に私的所有権を設定するものとして温暖化ガスの排出権取引が理解されるなど、後にはHardinの意図を越えて、a、bともに重要な意味が付与される。とくにbの場合は、コモンズの相似形的な特徴(入れ子構造と表現される)がいかに発揮されている。

Hardinの論文の趣旨は、「コモンズの悲劇」のレトリックを使って、①土地制度をはじめ私的所有をベースにした経済体制が未整備な状況にある途上国が、人口抑制策に成果をあ

[コモンズ・フローチャート]

近代化過程 [大崩壊期 I]





(注) 図中では、コモンズと共同体は定義せずに使用している。

げないままに資源を乱伐・過剰採取して環境破壊をひきおこしていると非難し、②そのことが人口と資源の両面から国際的な食糧・資源問題の隘路を惹起すると警鐘を鳴らし、③その対策として、現行のばらまき援助を止め、人口抑制に取り組む途上国のみを対象とする選択的援助に切り替えるべきだと主張したものである。(これにアナロジーで対抗しようとするれば、「宇宙船地球号が難破しそうなので救命ボートをおろし、地球規模のトリアージを実施せよ。」というべきか。)

当然、Hardinのロジックには、「共有地を私有に分割(解体)すれば(bの場合には、「無主の地に私的所有権を設定すれば」)、放っておいても個人や企業は自己利益の最大化を追求するので牧草地を合理的に管理する(牧草地を売ったり貸したりする時でも価値に応じた賃料や価格を請求する)ので、共有地は悲劇から救われる。」という主張が含まれている。

論文「コモンズの悲劇」が発表当初から激しい議論をよんだのは、論理整合性はともかく、イデオロギー色濃厚な言説としての皮相さへの反発もあったろう。「共有」という所有形態から環境破壊の結論を導き出すHardinの短絡的で一面的なロジックには、西欧近代と資本主義への信奉、「共有」を前近代的なものとして断じる偏見、総じて先進資本主義国としての優越意識やある種の傲慢さがつきまとう。当時は冷戦下で、社会主義体制下の「公有」は人民の「共有」であるとの言説が信じられていたから、Hardinには、社会主義であれ途上国であれ、私有以外の所有形態のもとにある仕組みはすべて本性的に非効率性、低生産性を内包しているとの価値観があったに相違ない。また環境問題への認知度や科学的知見が現在ほどではなかったから、「コモンズの悲劇」は、「政府の失敗」対「市場の失敗」もしくは公有(国家)対私有(市場経済)という二分法あるいは二環構造を克服するオールタナティブな道を模索する人々を大いに刺激した。

2. 「コモンズの悲劇」への反論

わが国では、主として1990年代に「コモンズの悲劇」に対して二つの視点から反論することを通して、コモンズの定義、概念、利用管理の実態への理解が深まっていった。

・定義レベルでのロジックへの反論

第一は、用語使用をめぐる誤謬である。コモンズ擁護者は、主として、ナショナルトラストの誕生に結実したイギリスのコモンズを対象とした法制史学の先行研究を参照して、直接的には翻訳の問題というわかりやすい形で、Hardinの言語矛盾を衝いた。

コモンズとは所有権の所在にかかわらず、利用規制(入会ルール)のある共同利用地(入会地)をいう。したがって、「入会地の悲劇」は成立しない、成立しうるのは利用規制のない「共有地の悲劇」であり、逆に入会地こそが真のコモンズであり、悲劇的な状況を回避するための人類の知恵であると。この主張の功績は、コモンズにおける「共有」概念の構成要素として、所有形態の重要性を確認したうえで、「共同管理」の意義を前面に押し出したことである。

・論文レベルでのロジックへの反論

第二は、コモンズの崩壊過程の分析をめぐる誤謬である。第一の反論によって、入会地こそが「共有地の悲劇」を防ぐための仕組みであることに賛同したとしても、ではなぜ、入会地(コモンズ)が崩壊しなければならないのかという、例の第一の問いに対して、東南アジアの焼畑の事例をあげて反論が開始された。間宮陽介や井上真は、グローバル経済が資本主義の自生的な発展をまたないままに途上国経済を強制的にまきこんでいくなかで伝統的な経済制度のもとで営まれてきた生業が崩壊し、法制度の未整備や政府の強権的な入会地解体政策とあいまって、資源を求める人々の流動を呼び起こし、そのことが、資源管理に結びついた社会統制秩序を崩壊させ、「コモンズの悲劇」に帰結すると論じた¹⁰⁾。

それまでも比較研究やフィールド調査によって、地域固有の伝統的な共有資源管理の慣

習の重要性は示されてきたし、それが、資源特性と利用秩序の間の適・不適合性にあること、すなわち、オープンアクセス状態がフリーライダーを誘引することがコモンズの崩壊の主要な要因であることは認められていた。その意味では、焼畑研究はそれを再確認するものであったといえる。

このことを確認したうえで、筆者が考える焼畑研究の功績とは、「焼畑の悲劇」＜途上国→環境破壊＞として現象するマングローブ林消失のメカニズムの中に、先進国と途上国間の、途上国内部での、という二つの入れ子構造の「再分配問題」が横たわっていることに光をあて、「コモンズの悲劇」のメカニズムの深部にある環境問題の原初的因果関係を切り出したことである。そして、途上国の再分配問題の背景にある欧米先進国主導のグローバルな市場経済の圧力と世銀エコノミスト主導の途上国援助のあり方にも注目させたことである。

これはHardinが決してみななかったものであり、欧米中心のエコロジカル・アプローチ・コモンズ論にも希薄な視点ではないかと思う。焼畑による熱帯雨林の大規模な消失が世界中から注視されていたこの時期、この研究は誠に時宜にかなったものであり、あらためて実証研究の迫力を示し、Hardin流の「コモンズの悲劇」論争に決着をつけたといえる。

3-2 [Ⅱのフェイズ] ～「利用」から管理形態へ

・資源特性と利用秩序の関係性

フローチャートでは、＜管理主体＞と＜資源＞を主変数であることを確認した。二つの変数自体が多様性をもつうえに、変数の多様な組み合わせがあることに注目されたい。先行研究を参照して、両変数の関係に大きく影響を与える事項を整理すると次のようになる。

- ① コモンズがオープン・アクセス状態であること。
- ② 環境容量と利用圧のバランス（資源と正規利用者のバランス）

- ③ 利用（規則）・管理（規制）ルールの蓄積・共有状況（規則の周知徹底・遵守度、倫理規範化や習慣化の程度）

- ④ 資源特性の多様性

- ⑤ 共同体の多様性（経路依存性、生産力の発展段階、市場経済の発達段階）

主変数の一方の④は、再生可能か再生不能か、生物性資源か非生物性資源か、移動性資源か固定性資源か、フロー資源かストック資源か等々多様であるが、これの研究は資源科学の領域に委ねられるので、他方の変数である管理主体に注目したい。

しかし、管理主体であるコモンズ社会の仕組みは、資源特性と比べて知られていないことがあまりにも多い。これは共同体論や政治過程論（規則や規制の立憲過程や変更過程に関する社会的意思決定のプロセスの研究）の領域であろうが、ここで指摘しておきたいのは、コモンズ論の多くは、＜資源特性と利用秩序の関係性＞に注目するあまりに、コモンズと外部の関係は主として所有の形態として分析されており、より実際的な外部との交渉、すなわち、支配者との関係および他のコモンズとの関係がコモンズの社会構造に大きな影響を与えていることについて言及が少ない点である。＜資源特性と利用秩序の関係性＞を歪めているものの存在あるいはメカニズムを明らかにすることの重要性は焼畑研究が示している。

市民社会論では、公共圏（市民）、国家（行政）、市場（企業）は鼎立状態としてとらえられ、三者の緊張関係を基本としつつガバナンスの道を展望する。そこから三者協働論も導き出されるのであるが、コモンズ論においては、実際のコモンズが、しかもContemporaryコモンズの多くが非西洋型であって外部から厳しい既定を受けているにもかかわらず、閉鎖的モデルとして分析されているものが多い。OstromやBromleyは、コモンズの長期的存在条件として「コモンズを組織する権利を外部が侵さないこと」や「支配者に権威づけられたコモンズ」をあげているが、そのようなあり方を長期的、安定的に保障する条件はそれ以上言及されていない。

3-3 [Ⅲのフェイズ] ~ 2 主要変数の制御

[Ⅱのフェイズ]の出口は、2つの主要変数相互の関係の揺れを固定するために、<資源の制御>および<共同体の制御>が必要となる。コモンズは常に外部からの圧力を受けており、不断の自己革新をもってこれに適応していかなければならないのである。

・<資源の制御>については、コモンズの規則と規制が体系化され慣習化されたものが蓄積され継承されてきた。規則とは、稚魚は採らないとか解禁日の設定といった資源管理上の手続きだが、そうした約束事には意味のないものは一つもない。長年にわたって累積された先祖伝来の知恵、共有資産としての「ノウハウ」である。次に規制とは、規則違反者に対する制裁、「ペナルティ」である。ノウハウとペナルティが合わさって共同体の「掟」を形づくっている。掟のエッセンスは納得し合意したうでの強制であることにある。

しかし、強制すなわち非自発性には限界があるので、強制と感じさせないための工夫の一つが、「カミの声」や「カミが宿る」状態とみることも可能だろう¹¹¹。コモンズの資源管理にはアニミズムやタブーや民話が多くみられるのはそのためである。コモンズにはいわば、「<資源の制御>を制御する」さまざまな仕組みが宿されている。

現代の環境政策は制度設計の際に、様々な形での前近代的な圧力を、税・課徴金や補助金、環境教育等々様々な政策手段に置き換え、さらにポリシーミックスをもって展開しようと努力している。ここでみれば、生態系的に適正な利用を支えるものとしての<知識・経験>を科学的知見や環境教育に、<可視性>をモニタリングやデータや報告書による情報共有とアナウンス等におきかえる必要がある。近（親）自然技術として伝統的な資源管理技術を現代の技術に生かす方法も重要である。また、アニミズムやタブーや民話は、美術や文学や映画など芸術作品を通してその精神が伝わることもある。これは、新しいコモンズ状態の[フェイズV]で達成されなければならない。

・<共同体の制御>のボックスには、コモン

ズの集団的意思決定を支えるものとして、一般的に、コモンズ社会の特徴だとされる<公正・公平・平等>を入れた。しかし、補論でわかるように、筆者はこれらの価値をコモンズの本質から先験的に導き出すことに異論を唱えるものである。ここで再び指摘したいことは、コモンズの社会構造についてはわかっていないことが多いという事実である。例の第二の問い、「現代において、コモンズを成立させる社会とはどのような社会か」に対して答える以前に、現代以前の社会において、コモンズを成立させていた社会的条件についてはわかっていないことが多いのである。

例えば、ハーバマスの市民社会が全ての人に平等な市民権を与えていなかったように、ましてや歴史既定的であるコモンズにおける公正・公平・平等の内容は独自の論理にもとづくものであったことは論をまたない。平等の単位が個人、世帯、家であったのか、高齢者や女性や子どもには一定の配慮がなされていたか、コモンズでは女性も生産労働を担う重要なメンバーであったから市民社会が女性に差別的であったのとは異なる文脈もあったかもしれない。市民社会がアソシエティヴな、あるいはcharitableな絆があるとすれば、コモンズには強い互酬制度の絆があったろう。さらにコモンズ内部の再分配のあり方は、共同体内部に広がる格差にどう対処していたかを表すものであり、現代への示唆を含む重要な論点であるが、筆者も、近世に農地を定期的に交換する割地制度および「均し思想」を調べた程度で、歴史学や文化人類学の成果に期待しているような状況である。

わかっているのは、所有は利用とともにあり、そこには権利と義務が不可分とされていたという複合的な関係である。しかし、それはコモンズの生産力の発展段階や商品経済・貨幣経済の浸透具合によるところが大きかったから、現代社会においてコモンズの絆を再現できる条件が成立するかどうかは疑問である。現行の貨幣・通貨制を相対化しようとする地域通貨の意義の一つはそれに答えようとする点にあらう。

また、<監視と制裁>によって、あるいは

アニミズムやタブー等いわゆるカミの領域に助けられて、といったことだけで、コモンズの社会的意思決定が倫理規範化していたわけではなく、共同体内で機能していた他の多様なアソシエーションな、あるいはアソシエーティブな関係と資源管理における絆が重層的、複合的につながることでコモンズもまた強いコミュニティとして存在していたことも確認しておきたい。

他方で、Historical コモンズが人々の自由、すなわち、Taste of mobility と Incentive of work を阻害する側面、異能異端を許さず自由な思想や科学技術の発達を封じた側面があったことは否めない。このような、個の異質性を排除するコモンズの社会構造が近代的個人が形成される障害となっていたことが、内部からコモンズを揺るがせたことは確かだ。にもかかわらず、コモンズ論では、コモンズを評価するあまり、コモンズの否定的な側面の総括がなされていないのではないだろうか。それは<資源の制御>の項で述べたような、概念を政策化することとはまた次元が違う努力が必要とされるテーマである。

このことと関連して、例えば、ビジネスの現場でのコモンズ観についてはその目的から言説としての要素が強いのはいわば当然で、徹底的にコモンズの否定的な側面は除外し、ある意味で一面的なコモンズ像を提示する。そのような言説の重要な意義を確認したうえで、コモンズ研究におけるコモンズ観は多くの先験的なものを含んでいるのではないかと思うのである。これについても補論を参照されたい。

4. 近代化と現代化

4-1 コモンズの崩壊期の区分について

[フェイズⅢ] [フェイズⅣ] に至るまでにコモンズは [現代化過程 (大崩壊期Ⅱ)] に入る。モデルであるから、ここでは歴史学上の厳密な時期区分もその指標も問わない。近代以降の日本社会の大転換期とされる明治期 (近代租税国家としての再編、資本主義の原始的蓄積過程) と戦後復興に引き継ぐ高度経済

成長期 (民主主義国家としての出発、先進資本主義国への過程) をさしている。初期現代化と後期現代化の区分も高度成長期とバブル経済期をそれぞれピークとして含む、低成長期を挟んだ前後くらいを想定したあいまいなものであることを了承されたい。ちなみに、途上国の困難はこの近代化過程と現代化過程をほぼ同時に通過しなければならないことであり、そのため矛盾が激化することである。

このように複数のコモンズ崩壊期を設定したのは、第一の問い、「環境と共同体の持続可能性にすぐれたコモンズが、なぜ近代化の過程で衰退しなればならなかったか。」は一口に「近代化」とあるが、コモンズの解体・崩壊プロセスには二つの大きな節目があり、その内容の質的な差を峻別して論じるべきだからである。とくに日本も含む近代化の出発点において近代的土地所有権を導入した後発タイプの資本主義国では、最初に誰の利益になるように所有権を設定したか、例えば、政府や大企業が資源や土地を囲い込みやすいように設定しているなど、初期条件がコモンズの存亡はいうまでもなく、その後の社会のあり方に決定的な影響を与えている。また、単に資本主義に原因があるとするのではなく、貨幣代替化や都市化や工業化が直接の原因である場合も多い。そのあたりを丁寧に分析しないで「歴史的必然性」というだけでは何も出てこない。

すなわち、近代化過程と現代化過程ではそれを推し進める要因も、それが社会に及ぼす影響の大きさも進行の仕方も質的な違いがある。例えば、近代化過程で、入会権や水利権やその他の近世的権利を近代的所有権へ解体的に再編成することは、「土地を所持する」と動詞でよばれてきた近世における所有形態の未分化状態からの所有権の立憲過程ともいうべき歴史的な大事象である。他方、現代化過程で、ムラの共同業務とされてきた川・池・濠、道普請、下草刈りなどにおいて、兼業化や高齢化のため参加が困難な家庭が増えてきたため出役代償金を払うようになったというのとは次元の異なる話である。

要するに [大崩壊期Ⅰ] はコモンズが国策

として解体されてきた過程であるし、[大崩壊期Ⅱ]は都市化、工業化、貨幣化、産業構造の変化等、社会の変容のなかでコモンズが崩壊していく過程である。たとえ、それが資本主義の発展の結果であるとしても。

以下、近代化のフェイズに戻ってコモンズ崩壊のプロセスを整理していく。

・大崩壊期Ⅰ（近代化過程）

明治国家によって近代的所有権制度が導入されると、それまでながらく、近世には農民によって厳密に執行されてきた慣習的用益の秩序と激しく衝突するようになった。明治初年の地租改正事業ならびに官民有区分に端を発して、入会は国有地入会、公有地入会、私有地入会の三類型に再編成され、さらに主流派学問が入会権を前近代的なものとして否定する態度をとったことに力を得て、国家は入会地や部落有林の解体政策を進めていった。

要するに、[フェイズⅠ]の[近代化過程～大崩壊期Ⅰ]とは、近世の重層的所有・利用関係から一物一権主義への転換をコモンズに強制し、そのことによって、利用秩序によって結ばれていた人と人の関係、人と物（資源）との関係を断ち切り、コモンズ社会には近代化を、人間には自由、そして近代的自我の誕生をもたらしたとされる。

このように、近世までに行なわれた所有・利用に伴う義務から「物を解放」し、共同体（ムラ社会）とつながっていた「へその緒」を断ち切って「人を解放する」こととは、井ヶ田良治が指摘した次の内容を含むものでもあった。「注目すべきは、この近代化の過程で、前近代社会で土地支配権がこうむっていたさまざまな共同体的制約が、多くの社会的責任が法の世界から姿を消してしまったことである。それは、真の意味で土地所有が有すべき公共（市民社会の）的責任に成長すべきはずのものであったが、日本では多くの物件的諸権利とともに流産させられてしまったのである。」¹²⁾

ここで、コモンズに関する日本の法学的研究の貢献を整理するとすれば、(1)日本における近代的土地所有権導入に伴う入会権解

体のプロセスに関する研究、(2)ナショナルトラストを支えたイギリス土地法制史の研究、さらに筆者は(3)渡辺洋三の「農業水利権の研究」（東大出版会、1954年）をあげたい。このうち、コモンズの現代的再生という観点からみれば(2)が重要である。

すなわち、コモンズ復興運動のなかで、①他人の土地への公的利用権の設定を法認するアクセス権と、②トラストとして定着した公共信託概念を生んだユース概念、という二つの中世的権利が近代法概念のうちに発展的に継承させ、ナショナルトラストに結実した経緯を明らかにしたことである。これはまさに法制度におけるコモンズの現代的再生の事例といえる。(2)がその後のコモンズ論における比較研究の枠組みの一極を示したといっても過言ではないだろう。

このような固有の法源や法伝統の研究は、[公一共一私]は制度・構造的には非連続であっても、機能的には連続的していることを示唆している。コモンズ論では、所有形態を前提としつつも利用・管理の実態面において[公一共一私]が連続していることを確認しているが、前近代社会においては所有形態そのものにおいても[公一共一私]が連続していると表現してもよいような状態が存在していた。現代において、それを法進化の原動力として現代の環境法の手がかりにすることはできないか。例えばイギリスの事例は、トラストの法構成となっただけではなく、①から私的土地所有権の制限を、②からは自然の権利、次世代の権利を引き出すことで現代の土地法、環境法につながる手がかりを示しているからである。最近、法学における土着性あるいは地域固有性の問題について考察されているが、こうした視点がこれからの環境保全のあり方を考えるうえできわめて重要であると思われる。

・大崩壊期Ⅱ（初期現代化過程）

わが国においては戦後改革の一環として、コモンズの管理主体は共有資源を管理する専門機関（森林組合、水利組合等）、公共機関（土地改良区等）とされ、形の上では行政機

構から自立した自治組織として、新憲法下の地方自治制を担う一翼として位置づけられ、構成員も、利用の実態なき者（不在地主）を排除し、直接の個々の利用者とされた。しかしながら、実際のこれら機関の運営は、理念どおりに個々の利用者単位に運営されたのではなく、基本的には集落単位の運営がなされていた。わが国のような集約労働型水田稲作中心の社会では、高度成長期以降のような農業技術、水利技術に支えられていない段階では資源の生態系的形態と労働過程がそれを必要としたのである。しかし、このような管理のあり方は現代化過程において激変していく。その一例として、筆者が事例研究した都市圏の土地改良区が経験したこの時期の状況を再掲しておきたい¹³⁾。

「戦後復興に引き続く高度成長期に入ると、重化学工業と輸出型工業の育成が日本経済のテイクオフの至手段として推進された。その結果、急激な都市化、産業構造の変化、経済の急拡大を支える日本資本主義の金融資本的蓄積の一側面としての「高地価」、の三者が三位一体となって農地の大規模な転用を迫り、都市の土地・水・農業はスプロール化していった。さらに、全国的な国土と水資源の大規模な開発および工業生産基盤優先の政府の公共投資政策は、本来は不可分のものである土地と水を別個の異なった資源として極限まで利用し尽くそうとするものであった。しかもその形態は「利用」と「所有」のみに偏重し、「保全」と「管理」責任を放棄した結果である環境や生態系の破壊を媒介にして、農業と都市環境に犠牲を負わせるものであった。農業にとってより直接的な困難は産業構造再編のための減反政策として表れ、都市農業の衰退や営農環境の悪化といった外部的な変化と、農民主体そのものの絶対的な減少、内部の階層分化、農地の保有資産化など農業者自体の質的な変化をひきおこした。これは地租改正による近代的土地所有権の創設以来一貫して進んできた、水路や溜池など共同生産手段や共有地の総有的支配の崩壊、総有集団内部の変質、財産区の形骸化を最終的に完了するものであった。これに伴い土地改良区

は、存立基盤、即ち、社会的地位・組織・財政・技術など全般的、地すべり的な変動にさらされることになった。このことはまた、農業水路の管理の態様にも反映し、日々の暮らしの中から農業水路が疎遠なものとなっていた経過でもあった。」

この時期、ほぼ似た困難に日本中の共有資源の共同管理組織は遭遇したのではないだろうか。この過程を多様な組織について検証する必要がある。

・大崩壊期Ⅲ（後期現代化過程）

この時期は、グローバル経済の本格的進展とバブル経済とその崩壊があいまって、地域間格差、産業間格差、個人間格差が拡大していった時代である。その過程で第一次・二次産業の構造不況産業化は決定的なものになり、地域経済は衰退傾向をみせ、中山間地まで過疎は急速に進んでいった。

すなわち、[フェイズⅣ]に記したように、例えば里山についてみれば、食生活の変化や代替燃料の発達など、生産と生活の様式が変化すると利用圧が低下し、過少利用を越えた利用放棄の状態になっている。森林では、1960年前後の木材輸入自由化以来、安価な外国材に押され、国産材の価格が下落・低迷し、林業が構造不況産業に転落するにしたがい、過疎化が急速に進行し、国土の荒廃につながる深刻な事態になっている。そのことを最もよく物語っているのは、実に1兆2000億円を超えるという林業公社の巨額な債務残高であろう。

林業公社は、現在、全国38都道府県に42あるが、昭和30年代に経済の急速な発展に伴う木材需要の増大に対応するため、分収造林特別措置法に基づき、国策として進められた拡大造林政策を担うために設立されたものである。とりわけ森林所有者の自力では整備が困難な条件の不利な山での造林を国が指導したこともあって、全国では今日までに43万㍉を超える拡大造林が達成されたという。公社は、森林所有者との間で伐採時に得られる収益を分け合う契約を交わし、伐採まで50年以上の長期にわたる費用は公社が農林漁業

金融公庫や都道府県などから融資を受けて充当してきた。したがって、伐採後の収益で投下経費を回収し、借金を返済するという公社の造林事業にとって、約30年来の木材価格の下落は致命的な事態である¹⁴⁾。

このような局面が「後期現代化」と記した「フェイズⅥ」である。ここでは、所有形態にかかわらず、人工林、雑木林（里山）、水田、畑、草地、溜池等の半自然（二次的自然）は過少利用あるいは利用放棄によって荒廃し、環境問題、国土保全の見地からも大きな社会問題になっている。これを再生する試みについては地域振興アプローチが詳しい。

4-2 「フェイズⅣ」社会の変容がコモンズに及ぼす影響

このフェイズの特徴は資源の性格の変化もしくは新しいタイプの資源の登場である。すなわち、廃棄物（Bads）および知的所有権という、人間活動由来の、もしくは人間が直接生産する資源が登場し、その社会に及ぼす影響が甚大であることである。したがって、資源を制御するだけでは不十分で、それを生み出す人間と社会を制御する必要性が出て来る。これまで管理主体側の制御といえば、①倫理・規範、②法・制度・ルール、③経済的インセンティブの三類型があったが、新しい資源に対応するために本稿では、④人間の集団性、協働性の基盤をつくること、を提起したいと思う。これはインタラクティブ・コミュニティ・アプローチの「コモンズ型社会基盤」を政策的につくる、という考え方である。

すなわち、新しい資源の特性をみると、資源を資源として成立させることが深く人間の側の評価能力にかかっているということがわかる。つまり、前資源段階のカオスから資源を形成していくには共通の土俵の上で可能な限り多くの人々、それも多様な価値観のなかで評価が定まってきたものを人々は「資源」として認めるのではないかとということである。

例えば、工学的にリサイクルできるかどうかということとは別に、Bads を Goods とし

て評価する一つのあり方として、人間（管理主体）の側が、古いこと自体に価値を認めたり、消費可能な期限を長く見積もるという（例えば、「もったいない」）精神があり、それは社会の評価のなかで育まれるものである。科学技術的なものを除いて、知的所有権の対象となる資源についていえば、それらが評価の塊であることはいうまでもない。これらの資源の特徴は個人が生み出すものであるけれども、その増減は社会の評価能力に連動しているという点である。この観点からいえば、新しい資源は他の資源と異なって、良くも悪くも人間の集団的评价能力によって無限に増殖する可能性がある。

ここからインタラクティブ・コミュニティ・アプローチが着目しているように、（知識財の一種としての）評価を創造するコモンズ型社会基盤としての人間関係（ネットワーク）の戦略的重要性が導き出される。これはソーシャル・キャピタル論でいう社会関係資本ともつながる。これはコミュニティ再生型環境政策という考え方の一つの理論的根拠となりうるのではないかと考えている。これについては続編で敷衍する予定である。

この段階でのコモンズ社会は、労働過程や資源制約に規定された運命共同体的な絆というよりも、アソシエーティヴ、コミュニケーションな市民社会型コミュニティのイメージである。このことは新しい資源についてだけでなく伝統的な資源を管理する組織についてもあてはまる。それらは、伝統的・共同体的組織から、地域資源を民主的に制御・管理する住民団体としての自覚を高め、他の地域団体と連携しつつ、コミュニティの主体の一翼として自らを捉え直すことが必要である。したがって、次には共同体のインタラクティブ・コミュニティ化、政策としては、地域社会のコミュニティ化がめざされるのではないだろうか。本稿の副題を、「資源制御から共同体制御へ」とした理由はそこにある。

4-3 コモンズ的管理組織と社会的費用について

宇沢が、社会的共通資本の一つとして自然

資本を既定したように、あらゆる自然・資源は本性的に公共的な存在である。であれば、自然資源を持続可能に管理するコモンズもそれ自体、一種の社会的共通資本といえることができる。また、市場の対象となるのは自然資源のごく限られた一部分（私的費用の対象となるもの）だけなので、自然資源の持続可能な管理には必ず社会的費用が発生する。であれば、自然資源の管理組織が負担する社会的費用は、受益者団体として負うべき部分の他に、公共の負担に帰せられる部分があるという論理が成り立つ。ここから、ある場合にはコモンズを補助する根拠が導かれ、また、コモンズの財政問題を社会的費用の側面から分析する必要性が導かれる。

例えば、高度成長期における土地改良区の財政分析からは、水利技術の高度化（揚水機械設備、コンピュータ制御による水位等の監視）に要する費用と管理費用の増大という一般的傾向が見出されている。これも拙稿から再掲する¹⁵⁾。

「都市部の土地改良区では用水管理労働の軽減と正確で迅速な用水供給を可能にする技術導入が取り組まれている。例えば、「農業用水管理テレメーターシステム」（ポンプ場に設置する中央監視制御局から電話回線により幹線用水路の水位監視と各樋門及びゲートを遠方から集中監視制御するシステム）やパイプライン等がある。

また、都市部の土地改良区の財政難についてはよく指摘されているところである。都市化による農地の潰廃や農家数の減少は組合費を減少させるに反して、用水システムの及ぶ面的範囲は縮小しないために相対的に管理はより困難になる。さらに、現代では、天与の資源を利用して再生産を維持してきたこれまでのような農民技術では対応できない技術装備が必要となっていて、機械と経費の拡大を伴わざるをえないのである。

さらに首都圏では、都市域の拡大に伴う水需要の逼迫のために農業用水の総量規制と他種利水との水量調整、即ち、農地の潰廃による余剰水や灌漑期以外の水の返上が実施される方向にあり、河川管理者から年間水量調整

スケジュールの提出が要求されており、それに対応するための技術装備もまた必要とされているという。このように、水利慣行を克服した技術が、逆に水管理の個別分散化を進め、組織の団結を弱め、これを補う形でさらに技術を導入する。さらに、水利の管理と利用の間に水テクノクラートの疎外を生み出すという技術のパラドックスも見え隠れしている。」

また、[後期現代化過程] でみた林業公社が抱える財政問題、膨らみ続ける債務問題も森林の維持をめぐる社会的費用を誰がどのように負担すべきかという問題を提起している。今日、水源涵養機能、CO₂吸収機能、多様な生物保護機能、ヒートアイランド緩和機能等々、森林の公益的機能が注目され、地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策が展開されるなど、森林の価値が再認識され、健全な森林を未来の世代に手渡していくために森林の長期的、安定的な管理・保全の仕組みを構築する方針が明確にされているが、にもかかわらず、政府の態度は極めて消極的である。

このように伝統的な資源管理組織の殆どは構造的な財政問題を抱えている。対象とする資源の公益性から、直接的な権利者（受益者）だけが費用負担すべき問題ではないとされるものの、実際には誰が（ステークホルダー）どのような形でどのような割合で負担するかは環境経済学の重要課題の一つである。

また逆に、水利権のように権利見直しの問題もある。環境評価の理論と技法が発達してきたが、他方では、資源管理組織の財政分析を積み重ねることによって環境の価値を貨幣単位で評価することも可能ではないだろうか。

[フェイズVI]以降は、引き続いて続編で論じたい。そこでは、コモンズと外部との関係において、国家の他に自治体・市民社会が入ってくる点が図前半にはない特徴である。

4-4 コモンズ・モデルについて

・モデルの両義性について

論文「コモンズの悲劇」が多くの誤謬を含んだものであることは明らかにされたが、筆者は「コモンズの悲劇」が環境破壊のメカニズムの類型化（パターン化）に寄与した点を

評価し、叙述型理論モデルとして活用し、本稿のフローチャートに生かした。なぜなら、個人的合理性と社会的合理性の対立現象は永遠の課題であり、「コモンズの悲劇問題」の理論モデルはそれを表現しているからである。的確な事実認識（複雑な変数のうちどれを取捨選択するか）、用語の定義、概念整理、条件整理を済ませた後には、コモンズ・モデルは、環境破壊のメカニズムにも、あるいは正反対の環境保全のメカニズムにも、どちらにもなるという、きわめてシステムチックな枠組みをもっている。そのことはコモンズが、きわめて状況依存的（融通無碍）な、関係性に規定された性格をもっていて、「どちらに転ぶかはその時の状況次第」という厄介な存在であることを示している。

しかし、そのことはまた、コモンズがイメージされているように定常的、均衡的な存在ではなく、内外のさまざまな変数との関係で柔軟に対応しつつ変化していく存在であるとの考えを引き出すものでもある。したがって、これまで再三述べてきたように、コモンズ内部だけでなく、外部との関係にも注目してコモンズを分析する必要がある。

コモンズ・モデルは、実証研究の成果を摂取して「コモンズの悲劇」の成立条件・回避条件ならびに長期型コモンズの成立条件を豊富化することで、Hardinの意図をはるかに超えた、反論さえも補強材料として吸収していく強力なモデルとして生き残りそうである。インタラクティブ・コミュニティ・アプローチはその一つの表れであろう。

・入れ子構造（相似形モデル）について

両義性とならぶコモンズ・モデルの特徴は、特定のメカニズムがシステム内部に相似形的に埋め込まれているという、いわゆる「入れ子構造」がみられることにある。

このことは、コモンズ論に正反対の二方向へ視線を広げる恩恵をもたらす。

一つは、グローバルな方向であり、地球規模でグローバル・コモンズを管理するという考え方である。グローバル・コモンズは、水・土地・大気などは「生命・自然資

源基盤」とされ、生態系観点から本性的に分割不能であり、生命・人権保障観点から収益対象としてはならず、地球の持続可能性の範囲内で利用すべきものとされる。政治の問題として、環境管理に関する国際的統括機関が存在していない現状をもあわせて、＜資源の制御＞と＜共同体の制御＞と、その関係性を論じるコモンズ論が示唆するものは多いと考えられる。

しかし、他方で、人間がリアリティをもって共感できるのは生活圏レベルの範囲であり、範囲を拡大すれば画素数に似て画像が不鮮明になるのは避けられない。例えば、同じ環境問題というものの、ローカルレベルでは公共事業、住環境、景観・歴史的建造物、里山保全、緑地、アメニティ、リサイクル、エコビジネス、観光、地産地消などに熱心に取り組まれるが、グローバルな生態系問題には取り組まれにくい。

上田良文が述べているように、いずれの社会であれ、その法制度や社会制度の変更には固有の手続きが必要であり、そのような社会的意思決定プロセスは、それを推進する側にあるコストを費やさせる。このコストは、一般的には、合意に参加すべき人数が多いほど、空間的な範囲が広いほど大きいし、また、空間的スケールや人数が大きくなるほどフリーライダーの出現率は高くなる。このような論理に従えば、社会的合意コストの小さい閉鎖的社會であるローカル・コモンズの論理は役立たないことになる。

この点については、近年「環境市民」という考え方が提唱され、また、市民風車、環境家計簿、エコ住宅、ベロタクシーなど、身近な場所で地球環境とつながる運動が活発になっている。本稿ではそのことも念頭におきつつ、ローカル・コモンズの示唆が生きるようにサイズを縮小する方向、すなわちコミュニティに着目してコモンズ論の展開をはかりたいと考えている。これに関しては、既にOstromがコミュニティ・マネジメントとして提唱しており、さらにグループアクションの論理がその限定性について指摘している。しかし、そのことは逆にローカルな範囲にお

いては有効性は認められているということにもなる。

筆者はこれを、基礎自治体単位の環境政策において、施策展開の場を生活圏レベルのコミュニティ単位で展開することの有効性として論じたいと考えている。そして、4-2でみたように、理論から導き出すだけでなく、環境行政の現場で観察され、議論されたことから組み立てたいと思う。例えば、地域単位でごみの組成、質量、種類、分別の精度等々を分析すると、それらはその地域社会の様相を如実に反映したものであることがわかる。すなわち、居住特性（集合住宅か一戸建てか）、市民特性（流動性の程度、環境意識の程度）、人口・世帯・家族特性（少子高齢化、核家族化、単身・独居率、家族人数）、地域経済の特徴、消費者動向、市民活動やコミュニティの活発さ等々である。ともあれ、基礎自治体を足場に、グローバルな方向とコミュニティの方向、二つのスケールでの施策を追求すれば、コモンズの相似形という空間的特徴はおおいに政策に生かされるのではないかと考えている。

おわりに

本稿でたどってきたように、約30年という月日を重ねて、コモンズ論の諸説に含まれる多義性が明らかにされるとともに、相互に論争可能な形で方法論的、理論的な整理が行われてきたというのがコモンズ論の現段階であろう。しかし、そこからが実はコモンズ論の出発点であり、農村型社会と都市型社会ともに現代的なコモンズを再生する社会にむけての実践を導くエンパワーメント理論としてのバージョンアップが求められている。

それには、コモンズ論を資源と共同体に関する大きな物語から、操作可能性のある実践理論とすることが必要である。そのためには、常に社会状況と切り結ぶ現実感覚を養いながら、コモンズ論の理念を実現するために、それぞれの場面で問題と向き合いながら手段を考えていくというリアリズムとそれを実践する技法が必要であると思う。

例えば、筆者の場合、それはコモンズ論を操作可能な環境政策パッケージに置き換えていくという作業である。そのコンセプトは「市民社会型コモンズ」と「資源管理を通じた地域社会のコミュニティ化」である。これは、日本のコモンズ論内部で現在、盛んに議論されている「協治」というコモンズの方向性を筆者の問題意識に置き換えたものである。そして、コモンズ論の理念を、「共同体と資源の持続可能性が一体となっている環境の自己制御システム」ととらえ、これをブレークダウンさせて、「コミュニティ・ガバナンスと結合した地域環境管理マネジメント」という問題設定におきかえる。これを受けた筆者の環境政策パッケージは、「コミュニティ再生型環境（ごみ減量）政策」である。

補論 「水利慣行からみた日本型水管理システム」

拙稿¹⁶⁾では、わが国の河川灌漑水利組織を水を管理するコモンズ、水利慣行をコモンズ・ルールととらえて、越石慣行をめぐる水利組織間の交渉を軸にして、日本型農業水利システムの形成、発展、衰退の過程を分析した。そこから得られた知見と結論のみ列記する。本稿の参考になれば幸いである。

(1) 近世的権利としての越石慣行～水路敷地の漬地補償代

越石慣行は水利慣行の一種ではあったが、水利権から派生した権利ではない。境界を越える石高との意味であり、他人（他村）の土地（通常、田畑）を通して用・排水路を敷設した場合、水路敷地の補償代として漬地の石高相当分を村どうしでやりとりするというものであり、一般的でないにしても全国各地にみられる慣行である。筆者はかつて、この近世的権利を近代法に構成しようとして、地役権にもとづいた水路敷地の借地代と解した。実際、旧村の慣行を引き継いだ市町村自治体では水路借地代として現在も予算計上している。

（2）慣行の物権化と債権化～<慣行→物権→債権>

明治政府によって近代的土地所有権が導入され、入会解体政策が進められるなかで、近世の多くの物権的諸権利が近代法のなかの物権と認められずに消滅させられていく。民法学の立場から入会権を擁護した川島武宣も、近代において「物」が具体的な利用の秩序から解放され、交換の客体として孤立するに至り、その帰結として生まれた一物一権主義が近代的所有権の特徴であると指摘している。そのように絶対的とされた物権であるが、物権はさらに債権化（credit, claim）されることで完全に利用から離れた権利となる。

注目すべきは、越石はすでに江戸元禄期に債権化していたという事実である。農業、商業ともに先進地帯であった淀川右岸下流地帯では、越石慣行という固有の水利慣行が用・排水のやりとりによって複雑な網の目のように広域の水利組織間にはりめぐらされていた。新田（後発開発参入地域）は新たに用排水路を敷設せねばならず、既存の水路体系の変更を広域の村々に申請せねばならなかったからであり、後発地域ほど多くの越石を負担した。

やがて越石は実態を離れた定額の石高のやりとりで形骸化したが、厳格な履行を義務づけられていたことには変わりなかった。さらに時代を経ると、越石は大坂の米相場と連動した市場合理性が高く、かつ豊凶作にかかわらず定額で支払われる安定した債権に変化した。後発地域は、地域全体の水循環を歪めてまで不利な水路敷設を強いられるとともに、実態から離れて定額の金銭におきかえられた越石が累積し、不良債権化していった。

（3）近世的広域調整～領主からの補助

近世の領国体制という制約下では、領主が封建地代收取のため越石負担にあえぐ村々の石高に補助を与えることで辛うじて上・下流地域の利害関係を調整する役割を担っていた。しかし、明治政府は越石を近世的慣行として補助を引き継がなかったため、村々は近世以上の越石負担に苦しみ、その様子は明治以降、昭和期まで多くの村財政を圧迫し、破

綻する村も出るほどであった。これは近世の終焉に伴って、領主の私的経済と水資源管理をベースにした村共同体間（コモンズ間）の私的な関係に閉じ込められてきた地域インフラストラクチャーの費用負担問題が顕在化したものとみることができる。

なお、古田の新田に対する優越性は水利慣行として表現されるだけではない。例えば、堤防の片側を低くして洪水時に溢水を誘導する、水路を曲がりくねらせて水の滞留時間を操作する、旧水路に合流させずに新たに水路を並行して敷設し、優先順位が高い水路から順に流す等々、水利組織間の関係がそのまま直裁的に水路の態様に表現されていた。

（4）地域格差の均等化～市町村合併

越石慣行が解消されるのは戦後になって、越石の債務―債権関係にある旧村々が合併し、合併後の市町村に統合する形で負担が移管されてからである。また、不自然な流路形態は揚水ポンプやパイプラインなど水利関連技術が発達し、地形的な障害が克服されることで改善されていった。

（5）過剰に権威づけられたコモンズ

近代化の過程で水利組合は、領国体制の廃止と河川管理の一元化を出発点として、近代的土地所有権の導入、広域的な地主制の確立と水利組織の再編、近代河川技術の導入と近代水利法制度の整備を介して半ば公権的な組織として再編され、農業が地域の主要勢力でなくなるまでは、制度的にも実質的にも市町村長の上に立つ強大な発言権を有していた。

皮相的な評価は避けるべきであるが、現在でも水利組合は相対的に強固な水利権を保持し続け、また、水利組織の統合機関ともいべき土地改良区は、政治的には農業関連公共事業のロビー団体であり、保守勢力の集票マシーンとなっているケースが多い。水資源管理専門組織として高い自覚にもとづいた先進的事例はみられるものの、多くの土地改良区は、中央政治と直結した草の根保守層を構成し、地域社会で一定の政治的実力を保持しているように思われる。

(6) コモンズ社会の構造～入れ子構造

よほど前国家的か、地理的に孤立した場合を除いてコモンズは一般にみなされているように、自己完結した、孤立的、独立的な存在ではない。つまり、コモンズ内部の規制の体系以上に、コモンズ間の規制がコモンズの存廃を左右する要因であったケースが多い。それは川・海・湖沼・草原等々、資源空間が連続していたため協調せざるをえなかったからである。そのため、コモンズ間の調整は自己組織的に発生し、厳格に行なわれてきた。水利慣行が機能する流域地域の調整会議をローカル・レベルの大コモンズとすれば、単位水利組織はコミュニティ・レベルの小コモンズである。現代のような府県域を越えた流域単位の調整会議はリージョナル・レベルのスーパー・コモンズということになる。

淀川右岸中・下流域域には神崎川と安威川という淀川の2支流の受益地域だけでも、近世には70弱の水利組織が存在し、用水・排水両方が入り乱れて網の目のような複雑な水利慣行を調整する水利組織連合が形成されていた。それが今日の神安土地改良区の前身である。現代では淀川流域は、琵琶湖から始まって滋賀県・京都府、大阪府、兵庫県と広域な流域調整がなされている。

(7) 多様な近世的権利がたどった道

明治政府は入会地と異なって水は流体であること、極めて公共性が高いこと、なかならず水田稲作社会日本における最重要資源であったこと等の理由で、近世に引き続いて農民の共同管理に委ねざるを得なかった。また、支配基盤が脆弱な政府にとっては、地域社会の最大の紐帯であり続けてきた水利組織を国家行政機構に編入することは極めて有利な民衆統治策であったという事情から、河川水資源については公水としたうえで旧慣に委ねられた。

水利権は先取特権として現在も固定的であるといわざるをえない。むしろ、渇水に際しては水利調整（水融通）されるが、平時の水利権の移転は進んでいない。工業水利との関係では、重厚長大産業の衰退や水リサイクル

技術の進歩によって高度成長期とは逆に水余り現象が生じており、工業用水側は水道管理者に割当水量の返上や料金値下げを要求しているが、当初の各水利への割当てに基づいて料金設定や設備投資が行なわれているため一向に応じられていない。生活水利との関係では、高度成長期ほどではないにせよ、人口の増減、都市域拡大、生活様式等を相殺しても、使用量は増加傾向にある地域が多く、渇水のたびに余剰水の転用が問題になる。が、水利権の抜本的見直しには至っていない。農水省も一時、農業水利のモーゲージ化を検討していたようであるが、農業水利の転用問題はその背景に農業政策および水の市場化という大問題を抱えて、また、循環型水システムである日本の農業用水環境用水としての役割を果たしているとの指摘もあり、長年の懸案事項になっている。水の市場化については、近年、世界的に水の民営化が進められる傾向にあり国際的に強い批判をあげている。ただ、ロンドン近郊のNPO方式による水道経営のように、高度な住民参加のもとで効率的経営と水の公共性を両立させつつ安定的な実績をあげ、住民から高い評価を受けている事例もある。

【結論】

日本型農業水利システムを分析した結果、環境資源管理システムの定常状態において資源の持続可能性と分配の不平等性が同時に生じうることを新しい知見とした。

すなわち、近世日本の村落を外部から厳しく制約してきた強大な幕藩権力との関係（直接的には村請制、村高制）に着目して広域な流域単位、用排水地域単位でみていくと、生産力の発展段階によって、また水利慣行という政治システム等の条件の下では、資源の持続可能性や資源配分の効率性が達成されていたとしても、条件不利地域や政治的に弱い地域に分配の不平等が集中的に現れていたことが推定された。

コモンズの本質として、地域環境資源の共同管理は平等性をも実現していると暗黙裡に見なされがちであるが、全体的合理性を達成している歴史上のコモンズの多くは、仮に持

続可能な定常状態を満たしていたとしても、内部に相当強い不平等性を有しているのではないかと類推している。

ただし、これをコモンズの本質的な弱点ととらえることはHardinの轍を踏むことになる。これは時代制約による社会的費用負担の近世的解決ととらえるべきであろう。実際、劣後地域を苦しめた水利慣行は行政負担に置き換えられることで消滅し、用・排水をめぐるコモンズの確執は基本的には近代的水利技術が解決していったからでもある。

しかし、だからといって水問題が解決した訳でない。市民参加を取り入れた流域・水系単位での質量ともに保障しうる水資源・河川行政および林野行政と農政との連携、同時に、水系の保全を基本とした都市計画行政、環境行政が新たに目標となっているからである。従来になく市民参加に積極的な淀川流域委員会の動向が注目されている所以である。

以上、筆者が、日本型農業水利システムの形成、発展、衰退の過程を分析して得た結論の一つは、コモンズは資源のサステナビリティに配慮しつつパレート効率性をめざした制度であると評価したうえで、歴史上のコモンズは私有のインセンティブを巧みに取り込んだ制度であったこと。さらに、共有にせよ私有にせよ、持続可能性、資源配分の効率性、資源配分の平等性という三つの命題が、コモンズ内部でも、あるいはコモンズ相互間においても同時に達成されていたかどうかの検証は残された課題であるということである。

注

- 1) Margaret McKean (2003年)「環境経済・政策学会研修セミナー」講演
- 2) 本稿の「コモンズの悲劇」に関する理論モデルについては、主として、上田良文(1999年9月)「コモンズ問題とグループアクション—進化ゲーム理論からのアプローチ」『会計検査研究』No.20を参照。
・漁業資源という特殊な領域に限定されて入るが、「コモンズの悲劇」発生の論理はGordon(1954)によって先駆的に展開されていた。そこ

で、Gordonは枯渇可能な生物資源を生産要素として持つにもかかわらずその捕獲に制限が与えられていない経済をバイオエコノミックエコシステムとよび、ある条件下での過剰捕獲について論じた。

- 3) 藪谷あや子(1999年)『環境資源管理システムの変容過程に関する基礎的研究—コモンズ論を通してみた共有資源管理の歴史と理論』京都大学大学院経済学研究科学位論文
- 4) 社会資本と社会的共通資本概念との比較検討については、主として佐藤誠(2003年6月)「社会資本とソーシャル・キャピタル」『立命館国際研究』No.16を参照。
- 5) 長野県：田中知事の県民協働施策の名称、NPO法人や市民グループの名称、出版社の名称等々にみられる。
- 6) コモンズ研究会(2000年発足、会員数約150人)
<http://page.freett.com/commons/about/html>
- 7) 藪谷あや子(2002年12月)「都市と森林」『人間環境論集』第2号
- 8) L. Lessig(2002年)『コモンズ』山形浩生訳
- 9) 野中郁次郎(2004年)『イノベーションの本質』日経BP社
E.Wenger・R. McDermott W.Snyder(2002年)『コミュニティ・オブ・プラクティス—ナレッジ社会の新たな知識形態の実践』(櫻井祐子訳)翔泳社
- 10) 井上真(2004年)『コモンズの思想を求めて—カリマンタンの森で考える』岩波書店
間宮陽介(2002年)「環境資源とコモンズ」佐和隆光・植田和弘編『環境の経済理論』岩波講座：環境経済・政策学第1巻)岩波書店
- 11) コモンズとカミの領域については、秋道智彌(1999年)『なわばりの文化史—海山・川の資源と民族社会』小学館、同(2004年)『コモンズの人類学—文化・歴史・生態』人文書院
- 12) 井ヶ田良治(1994年)「日本における土地法・所有権の歴史的考察」日本土地法学会記念シンポジウム講演
- 13) 藪谷あや子(1994年)「土地改良区からみた都市の水問題—都市コミュニティの予備的考察」『経済論叢』第154巻第2号p53-p54
- 14) 滋賀県知事：国松善次(2005年9月7日朝日新聞朝刊)「私の視点：林業公社—抜本改革に国

の支援を」

15) 藪谷あや子, 13) 前掲書 p61

16) 藪谷あや子, 前掲書 3)

補論：参考文献

服部 敬 (1995年) 『近代地方政治と水利土木』

思文閣出版

福山 昭 (2003年) 『近世日本の水利と地域—

淀川地域を中心に』 雄山閣